

記載例

富士見市朝のこどもの居場所づくり事業利用申請書

令和〇年 △月 □日

(宛先) 富士見市長

住所 富士見市鶴馬1800番地1

申請者(保護者)

氏名 富士見 太郎

下記のとおり、富士見市朝のこどもの居場所づくり事業を利用したいので、利用に関する同意事項に同意の上、申請します。

記

利用児童	フリガナ	フジミ ジロウ			
	氏名	富士見 次郎			
	生年月日	平成30年 10月 10日			
	学校名・学年	諏訪 小学校 1 年(利用年度の学年を記入)			
連絡先	①	保護者氏名	富士見 太郎	児童との関係 (続柄)	父
		電話番号	090-9999-XXXX		
	②	保護者氏名	富士見 花子	児童との関係 (続柄)	母
		電話番号	080-9999-XXXX		
緊急連絡先	049-999-XXXX (連絡先名: 富士見 千恵(祖母))				
申請理由	☒ 就労 ☐ その他 ()				
利用開始日	令和7 年 11月 4日 から				
利用頻度	週 5日 (曜日 ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金)				
長期休業中の利用	☒ 希望する ☐ 希望しない				
児童クラブの利用	☒ 利用している ☐ 入室申請中 ☐ 利用していない				
連絡事項	利用に当たっての連絡事項を記入してください。				

【裏面に続く】

富士見市朝のこどもの居場所づくり事業の利用に関する同意事項

No.	内 容	チェック欄
1	本事業は、見守り員による児童の見守りを行うものであり、児童への教育又は保育を行うものではありません。	☒
2	通学班に支障がでないよう、通学班への連絡調整は、保護者の責任において必ず行ってください。	☒
3	保護者の方が児童に付き添い、実施場所の見守り員へ児童を引き渡してください。	☒
4	駐車場はありませんので、車での送りはご遠慮ください。	☒
5	体調の悪い日の利用は、お控えください。	☒
6	実施場所での食事はできません。	☒
7	長期休業期間中は、放課後児童クラブの利用者に限り、利用ができます。	☒
8	児童がケガをした場合は、ケガの状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあります。 この場合において、緊急を要する場合は、救急要請を行います。	☒
9	ケガ等の緊急時は、医療機関等と情報を共有させていただくことがあります。	☒
10	児童が故意に施設、備品等を破損・汚損した場合は、保護者の方に相応の弁償又は同等物の補償をしていただきます。	☒
11	利用中は、読書、お絵描き、自習などをして静かにお過ごしください。	☒
12	利用児童又は保護者が見守り員の指示に従わない、ルールが守れない、迷惑行為等があった場合は、利用を控えていただく、又は利用を制限する場合があります。	☒
13	利用児童に関する情報を学校と共有させていただきます。	☒
14	放課後児童クラブに在籍する児童の場合は、利用児童に関する情報を放課後児童クラブの運営法人と共有させていただきます。	☒